

(報道資料)

# 国内唯一の専門業界団体が 第三者機関による「アルコール検知器検定制度」を開始 運輸事業者に検知器の信頼性を担保し、透明性の高い選択基準を提供

2019年4月24日 アルコール検知器協議会

アルコール検知器の品質向上と普及を目指すアルコール検知器協議会(J—BAC、会長・谷田千里会長)は、第三者機関による品質検査を行う新たな「アルコール検知器検定制度」の運用を開始しました。すでに第1回申し込み受付を4月22日(月)に終了し、本日から書面審査会での審査がスタートします。本制度は一定の品質管理体制のもとで製造・販売を管理し、設定された品質基準を満たすアルコール検知器に対して認定を与えるものです。第三者機関による審査を行うことで、検知器の信頼性を担保し、航空をはじめ運輸・交通関連事業者などの利用者に対して透明性の高い選択基準を提供します。

2018年の秋以降、各航空会社で操縦士や客室乗務員のアルコールに関する不適切な事案が続発しました。これを受け、航空各社では乗務前のアルコール検査の規定値を厳格化したり、検査手法を改善したりするなど、再発防止への取り組みを加速しています。こうした飲酒に関わる問題に対応する動きは、航空分野だけでなく、船舶や鉄道にも広がっており、運輸・交通の安全を支えるアルコール検知器へのニーズは高まっています。一方でアルコール検知器の精度や信頼性をどのように担保するかが課題の一つとなっていました。アルコール検知器協議会は国内唯一の専門業界団体として2015年4月に発足。翌年7月には業界自主検査による「アルコール検知器検定制度」を開始し、これまで8社22機種の機器を認定しています。2018年からは、より客観的で公正な検定の確立を目指して、国内外の規格調査や技術要件の検討を重ねるなどの取り組みを進めてきました。今回スタートした新制度では、第三者機関による客観的な試験を実施。さらに、運輸・交通関連事業者や従業員が自動車を業務で使用する一般企業、生活者などあらゆる使用シーンや利用者において、アルコールの濃度や検知器に関して正しく理解し使えるよう、日本の各種法令や用途、目的に応じた技術要件を幅広く網羅する検定内容としました。

昨年度、当協議会は国が設置した検討会にアルコール検知器の専門団体として招聘されて 説明を行うなど、さまざまな活動を行ってきました。併せて、関連する専門機関や業界団 体と協調し、アルコール検知器の品質や技術の向上、飲酒に関する正しい知識の啓発への 取り組みも強化しています。今年度は新制度の運用に力を注ぐとともに、認定される検知 器が海外においても信頼性を担保されるよう、本検定制度のJIS(日本工業規格)化を目指 していきます。今後もアルコール検知器の製造・販売に関わる幅広い分野の事業者に対し



て参加を働きかけながら、業界全体に共通する課題に対して横断的に取り組み、飲酒問題の根絶を目指してまいります。

## 【団体概要】

団体名 アルコール検知器協議会

英文名: Japan Breath Alcohol Testing Consortium

略称: J-BAC

設立 2015年4月8日

事務局 千葉県流山市西深井1028-14 (サンコーテクノ株式会社内)

代表 会長 谷田 千里 (株式会社タニタ 代表取締役社長)

副会長 山本 篤 (株式会社東洋マーク製作所 代表取締役社長)

加盟企業 21社

光明理化学工業株式会社・サンコーテクノ株式会社・株式会社篠原計器製作所・新コスモス電機株式会社・株式会社タニタ・中央自動車工業株式会社・テックウェルインターナショナルジャパン株式会社・テレニシ株式会社・株式会社データ・テック・東海電子株式会社・ドコモ・システムズ株式会社・株式会社東洋マーク製作所・ドレーゲルジャパン株式会社・NISSHAエフアイエス株式会社・株式会社ネモト・センサエンジニアリング・株式会社パーマンコーポレーション・株式会社パイ・アール・フィガロ技研株式会社・前野技研工業株式会社・名鉄 EI エンジニアリング株式会社・ヤナコ計測(五十音順)

※本資料は国土交通記者会、国土交通省交通運輸記者会にも配布しています。

## 報道機関からのお問い合わせ先

アルコール検知器協議会 事務局 (サンコーテクノ株式会社内)

T 2 7 0 - 0 1 0 7

千葉県流山市西深井1028-14

電 話:04(7155)6300

FAX: 04 (7155) 6325

担当:坂口

報道資料に記載されている情報は発表日現在のものです。このため、時間の経過あるいは後発的なさまざまな事象によって、内容が予告なしに変更される可能性があります。あらかじめご了承ください。



# 外部機関による審査を行う「アルコール検知器検定制度」概要

#### 【実施背景】

悪質な危険運転防止を目的とした2006年の刑法改正や2011年の自動車運送事業者の点呼時酒気帯びの確認におけるアルコール検知器の使用義務化などにより、さまざまなシーンでアルコール検知器の利用が広まった。一方で、検知器の性能や使用方法に関する誤った解釈により、一部消費者や企業等での誤用が問題となっている。協議会では、2016年7月から試験運用として、「業界自主基準版アルコール検知器検定制度」を開始。これまでに8社22機種の製品を認定。同検定制度は、一定の品質基準を満たす検知器を見分けることを容易にし、消費者や企業等に正しいアルコール検知器の利用を促す一助となった。一方で、日本の各種法令等や用途、目的に応じた技術要件を幅広く網羅することや、外部機関によって客観的な試験などを行うなど、より公正な制度が求める声が高まっている。

## 【認定対象】

- アルコール検知器協議会の正会員法人が製造または販売するアルコール検知器
- ●「呼気」を計測対象とする製品
- 検知原理や呼気採取方法、用途、形状、使用環境、記録方式などの如何を問わず、幅広い製品が対象

#### 【認定基準・審査内容】

協議会による「書面審査」と第三者機関による「外部監査」を行い、最終審査を経て、認定を行う。

● 書面審査

関連法令の規定を満たしているか、品質保証体制やトレーサビリティが整備されているか、販売に対するガイド ラインを満たす体制が整備されているか、技術要件を満たしているかなど計14項目について

- 外部監査:第三者機関(一般財団法人化学物質評価研究機構 通称:CERI)が実施
  - (1) サイト監査:提出書類にもとづく製造工程・品質管理体制の実施等を監査
  - (2) 技術試験 : 第三者機関が工場から製品を抜き取り、「直線性(3点の異なる濃度で測定し、誤差範囲が適 正であるか)」、「繰り返し再現性」、「干渉ガスの影響」の3項目に関して、試験を実施

監査プロセス JBマーク 外部機関 外部機関 外部機関 初期監査 維持監査 更新監查 1年ごとに維持審査、 1年 1年 協議会維持審査 協議会更新審査 協議会審查 5年ごとに更新監査 JB マーク維持 JB マーク維持 JB マーク付与 □ JB20001 - 2017

JBのロゴと規格番号との組ロゴによって、 認証の種類と時期を確認できる。 製品の品質確保を目的として、認証製品は維持監査及び更新監査を受ける。 これにより、JBマークを継続して使用できる。

#### 【スケジュール】

第1回の審査スケジュールは以下の図の通り。毎月申し込みを受け付け、月ごとに審査を実施する。

(4月度受付の場合)

工程	対応	日程											
申請受付	申請企業	4/10~4/22											
審査会審査	検定審査会		4	/24~5/1	7								
合否連絡	検定審査会				5/17								
日程調整	CERI					5/20	~5/3	1					
試験	CERI							6/3~	7/12				
合否連絡	CERI									7/12			
結果連絡	検定審査会										7/16-	~7/3	31
HPへのUP	事務局												8/1

#### 【今後の方向性】

アルコール検知器については、国をまたいでの運航でも利用されることから、本制度が国際規格に準拠し、公的な位置づけとなることへのニーズが高い。2019年度は本制度の運用を注視し行うとともに、JISにおける認証基準となることを目指して取り組みを進める計画。



# 近年のアルコールに関する不適切事案とそれに対する行政の取り組み・協議会の活動

## 【1. 航空】

(1) 近年の社会動向・アルコールに関する不適切事案の件数等・行政における取り組み

2018年10月に発生したアルコール不適切事案により、航空運輸従事者の飲酒とアルコール検査への社会的な関心が高まった。

操縦士、客室乗務員および整備従事者におけるアルコールにかかる不適切事案件数は、2013年1月から 2019年3月26日までで合計52件。特に、2018年は17件が発生し、うち13件は運航便に遅延が発生。※1 2018年11月、国土交通省航空局が「航空従事者の飲酒基準に関する検討会」を設置。

今年1月に操縦士の飲酒基準を改定。4月9日には、操縦士と客室乗務員は運航の前後、整備従事者、 運航管理従事者においても業務前のアルコール検査を義務化するというとりまとめを発表した。

(2) 協議会の取り組み

11月20日に開催された第1回検討会にオブザーブとして参加。

1月28日開催の第3回検討会ではアルコール検知器検定制度について説明を行い、質疑に応答。アルコール検知器の精度や性能に関して、協議会や会員企業の資料が検討会の資料として参照された。第4回検討会で提示された「飲酒に関する基礎教育資料」\*6章では、アルコール検知器の適切な使用方法や使用時の留意事項等が活用された。

\* 航空運送事業者においてアルコールに関する教育を行ううえで必要となる基本的な情報を、航空局監修の下、定期航空協会及び一般財団法人航空医学研究センターが作成したもの

#### 【2. 船舶】

(1) 近年の社会動向・アルコールに関する不適切事案の件数、行政における取り組み

2015年度以降に行政処分等が下された事案が7件。※2

2019年3月に起きた事案をきっかけに、酒気帯び状態での航海当直を防止するため、国土交通省海事局が「海運分野の飲酒対策に関する検討会」を設置。アルコールに関する基準、規制を遵守させるための実効ある方策や適切な飲酒管理が維持されるような事業者の安全管理体制のあり方具体的方策の検討が行われている。

(2) 協議会の取り組み

2019年4月11日開催の第2回検討会で協議会が招へいされ、アルコール検知器について、30分ほど説明を行った。

#### 【3. 鉄道】

(1) 近年の社会動向・行政における取り組み

平成18年10月施行の「運輸安全一括法」に基づき公表される「国による輸送の安全にかかわる情報」では、 平成24年度、行政処分が下されたアルコール検査の不適切事案が2件。※3

他の輸送手段でのアルコールに関する規制厳格化の流れに対応し、2019年3月に国土交通省鉄道局で 「鉄道における飲酒対策に関する技術基準調査研究会」が開催された。

(2) 協議会の取り組み

研究会でアルコール検知器協議会の概要説明と検定制度の説明を実施。

#### 【4. 自動車(旅客自動車運送事業者)】

(1) 近年の社会動向

事業用自動車の運転者の飲酒運転を根絶するため、2011年5月より、運送事業者が運転者に対して実施することとされている点呼において、運転者の酒気帯びの有無を確認する際にアルコール検知器を使用すること等が義務化された。

(2) 協議会の取り組み

他の輸送に先駆けてアルコール検知器による検査が義務化されており、全日本トラック協会、全日本交通 完全協会、東京都交通安全協会、日本バス協会などと連携し、アルコール検知器の正しい使い方などの啓 発を実施。

※1:国土交通省「航空従事者の飲酒に関する基準について」より

※2:第1回海運分野の飲酒対策に関する検討会資料2「飲酒対策等に係る現状」より

X3: http://www.mlit.go.jp/tetudo/tetudo\_tk8\_000001.html



# 輸送手段別の飲酒に関する基準/アルコール検知器の種類

# 輸送別飲酒関連基準の比較

	飲酒上限関係の基準					
	規制概要	呼気アル コール濃度 mg/l	血中アル コール濃度 g/l	飲酒禁止 期間	乗務前のアルコールチェック	
	酒精飲料等の影響により航空機の正常な運航ができない おそれのある間は、業務を行ってはならない。(航空法第70 条)	規定なし	規定なし	乗務 8時間前	操縦士相互間において健康状態を 確認	
・航空	2019年1月31日改正施行	0.09 (局長通達) 全ての操縦 士を対象	0.20 (局長通達) 全ての操縦 士を対象	11	本邦航空運送事業者を対象に、アルコール検査の義務化。また、検査時の不正防止対策の構築等を明記(運航規程(法第104条)の記載項目の追加(課長通達))	
	2019年4月9日公表 「航空従事者の飲酒基準に関する検討会」による 航空従事者の飲酒に関する基準	0.09	0.20	II	アルコール検知器による検査の義務化 操縦士と客室乗務員は乗務前後 運行前整備を行う整備従事者と操縦士との 通信を行う運航管理従事者は業務前	
鉄道	運転士は、酒気を帯びた状態で列車に乗務してはならない (鉄道に関する技術上の基準を定める省令第11条第3項) 何人も、酒気を帯びて車両等を運転 してはならない(道路交通法第65条、路面電車に限る)	0.15 (道路交通 法 施行令第 44 条の3 路面電車に 限る)	44 条の3	担中か	鉄道事業者は、運転士が知識及び 技能を十分に発揮できない状態にあるときは、その作業を行わせてはならない。また上記の状態を監督できる体制を整えておくこと。	
船舶	航海当直をすべき職務を有する者が酒気を帯びてないこと 等(船員法施行規則第3条の5の規定に基づく航海当直基 準告示、船舶職員及び小型船舶操縦者法第23条の36)	0.15 (通達)	規定なし	規定なし	船長は、乗組員が酒気帯び状態である間、当 直させてはならない。(事業者が遵守しなけれ ばならない安全管理規定に明記)	
自動車	何人も、酒気を帯びて車両等を運転してはならない(道路交 通法第65条)	0.15 (道路交通 法施行令第 44 条の3)	0.30 (道路交通 法行令第44 条の3)	規定なし	旅客自動車運送事業者は、乗務前後の運転者 に対して、対面により点呼を行い、目視等ととも に、アルコール検知器を用いて、酒気帯び有無 の確認を行わなければならない(旅客自動車 運送事業運輸規則)	

国土交通省航空局「諸外国と我が国の飲酒関連基準の現状」(2018年11月20日)、「操縦士の飲酒基準について〜航空分野の飲酒基準を厳しくします〜」 (2019年1月31日「航空従事者の飲酒に関する基準について」(2019年4月9日)を参照し、J-BACが作成

# アルコール検知器の種類

	ファー ファイススペー 田 マンイ主人民				
種類	検知器	特徵			
ハンディタイプ (手に持って測定) (一万円程度~)	socke Section 1	<ul> <li>小型・軽量で持ち運びが可能。</li> <li>営業所内外で使用可能</li> <li>記録は、本体内部、又は有線/無線で接続したPC又はサーバーに保存できるオプションもある</li> </ul>			
設置型 (検知器本体は 机に設置して測定) (数十万円程度~)	Alcountion BBB   B	<ul> <li>事務所に設置固定する形式。</li> <li>記録は、有線/無線で接続したPC又はサーバーに保存が可能</li> <li>カメラ、カードリーダー等の「なりすまし」防止機器を接続可能なものもある</li> </ul>			

### 呼気を直接センサへ吹きかける方式の特徴

- ・呼気の測定道具(ストロー、マウスピース等)を使用せず検知器本体のみで計測が可能である。
- ・測定時に空気が混ざるため表示値に誤差が発生する可能性がある。
- ・呼気にアルコールを検出した場合に反応し、それ以外は正常を示す仕様のものがある。
- ・直接口が触れる部分が無いので衛生的であり、 連続使用が容易にできる。

# <u>測定器具(ストロー・マウスピース等)を用いて呼気のみを吹きかける方式の特徴</u>

- ・人による吹きかけ方法によらずばらつきが非常に少ない。
- ・一定量の呼気を吹き込むことができる為、呼気中のアルコール濃度が正確に計測できる。
- ・アルコールを検出した場合に、すぐに連続測定 ができない場合がある。
- ・衛生面から個人ごとに測定器具を保有する場合がある。

J-BAC作成資料。さまざまな検討会で参照された